



三重県公報

平成30年11月26日(月)

第 3060 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
83	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	(障がい福祉課)	2
告 示			
730	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地域福祉課)	18
731	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(同)	18
732	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治山林道課)	19
733	同件	(同)	19
734	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	20
735	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	21
公 告			
	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税収確保課)	21
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	21
	建築基準法の規定による一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定及び関係図書の縦覧	(建築開発課)	21
	同件	(同)	22

規 則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年十一月二十六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年三重県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（指定の変更の申請）

第二条の二 法第三十七条及び第三十九条の規定による指定の変更の申請は、第一号様式の二によるものとする。

第一号様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の2（第2条の2関係）

受付番号	
------	--

指定障害福祉サービス事業者 変更指定申請書
 指定障害者支援施設

年 月 日

三重県知事 宛て

所在地
 申請者 名称
 (設置者) 代表者 印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型））又は指定障害者支援施設に係る変更の指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		事業所（施設）所在地市町村番号						
申請者 (設置者)	フリガナ							
	名称							
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 —) 県 郡・市					
	法人である場合その種別		法人所轄庁					
	連絡先	電話番号	F A X 番号					
	代表者の職・氏名		職名	フリガナ 氏名				
	代表者の住所		(郵便番号 —) 県 郡・市					
変更指定を受けようとする事業所・施設の種別	フリガナ							
	名称							
	事業所（施設）の所在地		(郵便番号 —) 県 郡・市					
	同一所在地において行う事業等の種類		実施事業	変更指定申請をする事業等の事業開始予定年月日	様式	実施事業	他の法律において既に指定を受けている事業等の指定年月日	備考
	事業所 指定障害福祉福							
	支援施設 指定障害者							
	事業所番号		同一の法律において既に指定を受けている場合					
申請書の作成担当者 氏名・電話番号・FAX番号								

- 備考 1 「事業所（施設）所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
 2 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「一般社団法人」「一般財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
 3 「法人所轄庁」欄には、申請者が行政庁の認可を受けた法人である場合に、その行政庁の名称を記載してください。
 4 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載し、該当する欄には「○」を記載してください。
 5 「事業所番号」欄には、三重県において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。
 複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

(規格A4)

第1号様式を次のように改める。

第 2 号様式（第 3 条関係）

変 更 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
 事 業 者（所在地）
 （施設の設置者）氏 名 印
 （名称及び代表者氏名）

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所（施設）		事業所番号							
		名 称							
		所 在 地							
		サービスの種類							
変更があった事項		変 更 の 内 容							
1	事業所（施設）の名称	(変更前)							
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）、電話番号・FAX番号								
3	申請者（設置者）の名称、電話番号・FAX番号								
4	主たる事務所の所在地								
5	代表者の氏名及び住所								
6	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）								
7	事業所（施設）の平面図及び設備の概要	(変更後)							
8	事業所（施設）の管理者の氏名及び住所								
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所								
10	事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所								
11	主たる対象者								
12	運営規程								
13	事業所の種別（併設型・空床型の別）								
14	併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員								
15	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容								
16	障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要								
17	当該申請に係る事業の開始予定年月日								
18	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要								
19	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要								
変更年月日		年 月 日							
届出書の作成担当者 氏名・電話番号・FAX番号									

- 備考 1 該当項目番号に○をしてください。
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
 3 変更の日から 10 日以内に届け出てください。

(規格A4)

第十四号様式を次のように改める。

第 14 号様式 (第 13 条関係)

指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) 指定申請書 (病院・診療所)

保険医療機関	保険医療機関 コード			
	名称			
	所在地	〒 TEL () -		
開設者	住所 又は所在地	〒 TEL () -		
	氏名又は名称	[生年月日 (開設者が個人の場合) : 年 月 日生]		
標ぼうしている診療科目				
担当しようとする医療の種類				
主として担当する医師 又は歯科医師の氏名				
主として担当する医師 又は歯科医師の経歴	(様式 1 - 2)	自立支援医療を行うために 必要な設備及び体制の概要	(様式 1 - 3)	
自立支援医療を行うための 入院設備の定員		人		
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) の指定を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">開設者</p> <p style="text-align: center;">住 所 (所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (名称・代表者職氏名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>三重県知事 宛て</p>				

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独で指定を希望する場合は、上記の様式中に 2 箇所ある「(育成医療・更生医療)」のうち、指定を希望しないものを二重線で抹消すること。

(規格 A4)

第十五号様式を次のように改める。

第 15 号様式（第 13 条関係）

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書
（病院又は診療所）

保険医療機関	保険医療機関 コード	
	名 称	
	所 在 地	〒 TEL () —
開 設 者	住 所	〒 TEL () —
	氏名又は名称	[生年月日（開設者が個人の場合）： 年 月 日生]
標ぼうしている診療科目		
主として担当する医師の経歴		（別紙 1—1）
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住 所 氏名又は名称 印</p> <p>三重県知事 宛て</p>		

- 備考 1 標ぼうしている診療科目が多数ある医療機関については、主として精神通院医療に係る診療科目のみを記入してください。
- 2 「保険医療機関」の名称は、必ず正式名称を記載してください。
- 3 （別紙）経歴書の「任免事項」は、次の点に留意し、記載してください（主として担当する医師が複数名である場合には、そのうちいずれか 1 名について記載してください。）。
- (1) 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付してください。
 - (2) 病院、診療所等医師が勤務した施設については、関係した専門科目名まで必ず記載してください（例えば、〇〇医科大学精神科教室又は〇〇病院精神科のように記載し、〇〇医科大学、〇〇病院のように省略しないでください。）。
 - (3) 勤務先における身分（例えば医長、医員、講師、助手等）を明確に記載してください。
 - (4) 非常勤講師については、申請時における直近 1 ヶ月又は 1 週間あたりの勤務日数、延時間数を明確に記載してください。
 - (5) 2 以上の施設に兼務する等の場合にあつては、申請の対象となる施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記入してください（例えば、〇〇医科大学精神科週 4 日（延〇時間勤務）等）。
 - (6) 精神科以外において、精神医療に従事した経験がある場合は、その旨を記載してください（例えば、〇〇病院小児科において、発達障害の診療に 3 年以上従事している等）。
- 4 申請書には、別紙の経歴書及び医師免許証の写しを添付してください。
- 5 保険医療機関の指定通知書の写しを添付してください。

(規格 A4)

第十六号様式を次のように改める。

第 16 号様式（第 13 条関係）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（薬局）

保 険 薬 局	保 険 薬 局 コ ー ド		
	名 称		
	所 在 地	〒 TEL () —	
開 設 者	住 所 又は所在地	〒 TEL () —	
	氏名又は名称	〔生年月日（開設者が個人の場合）： 年 月 日生〕	
管理薬剤師の氏名		経 歴	(様式 3 - 2)
調剤のために必要な設備 及び施設の概要		(様式 3 - 3)	
上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を申請します。			
年 月 日			
開設者			
住所（所在地）			
氏名（名称・代表者職氏名）			
印			
三重県知事		宛て	

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独で指定を希望する場合は、上記の様式中に 2 箇所ある「（育成医療・更生医療）」のうち、指定を希望しないものを二重線で抹消すること。

(規格 A4)

第十七号様式を次のように改める。

第 17 号様式（第 13 条関係）

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書
（薬局）

保険薬局	保険薬局 コード		
	名称		
	所在地	〒 TEL () —	
開設者	住所	〒 TEL () —	
	氏名又は名称	〔生年月日（開設者が個人の場合）： 年 月 日生〕	
薬剤師の氏名		経歴	（別紙1—2）
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住所 氏名又は名称 印</p> <p>三重県知事 宛て</p>			

（規格A4）

第十八号様式を次のように改める。

第 18 号様式 (第 13 条関係)

指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) 指定申請書
(指定訪問看護事業者等)

指定訪問看護事業者 指定居宅サービス 事業者	名 称				
	主たる事務所の所在地		〒		
			TEL () -		
	代 表 者	住 所			
氏 名					
生年月日					
訪 問 看 護 ステーション等	訪問看護ステーションコード				
	名 称				
	所 在 地		〒		
			TEL () -		
	職員の定数	職 種		定 数	
		保健師		常 勤	名
		非常勤	名		
看護師		常 勤	名		
		非常勤	名		
理学療法士		常 勤	名		
		非常勤	名		
作業療法士		常 勤	名		
		非常勤	名		
その他 ()		常 勤	名		
		非常勤	名		
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) の指定を申請します。</p> <p>年 月 日 指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者</p> <p>所在地</p> <p>名称・代表者職氏名</p> <p>三重県知事 宛て</p> <p style="text-align: right;">印</p>					

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独で指定を希望する場合は、2箇所の「(育成医療・更生医療)」のうち、指定を希望しない部分を二重線で消去すること。

(規格A4)

第十九号様式を次のように改める。

第 19 号様式（第 13 条関係）

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書
（指定訪問看護事業者等）

指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者	名 称				
	主たる事務所の所在地		〒 TEL () —		
	代 表 者	住 所			
		氏 名			
生年月日					
訪問看護ステーション等	訪問看護ステーションコード				
	名 称				
	所 在 地		〒 TEL () —		
	職員の定数	職 種		定 数	
		保健師		常 勤	名
				非常勤	名
看護師		常 勤	名		
		非常勤	名		
理学療法士		常 勤	名		
		非常勤	名		
作業療法士		常 勤	名		
		非常勤	名		
その他 ()		常 勤	名		
		非常勤	名		
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を受けたいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者 所在地 名称・代表者職氏名 印</p> <p>三重県知事 宛て</p>					

(規格A4)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出された申請書等は、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

三重県告示第 730 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 11 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	所在地	申請(開設)者名	申請(開設)者の主 たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業(サービ ス)の種類
みえ呼吸嚙下リ ハビリクリニック	亀山市アイリス町 14-7	井上 登太	津市豊が丘町一丁目 26 番 6 号	平成 30 年 9 月 1 日	訪問看護
みえ呼吸嚙下リ ハビリクリニック	亀山市アイリス町 14-7	井上 登太	津市豊が丘町一丁目 26 番 6 号	平成 30 年 9 月 1 日	訪問リハビリ テーション
みえ呼吸嚙下リ ハビリクリニック	亀山市アイリス町 14-7	井上 登太	津市豊が丘町一丁目 26 番 6 号	平成 30 年 9 月 1 日	居宅療養管理 指導
みえ呼吸嚙下リ ハビリクリニック	亀山市アイリス町 14-7	井上 登太	津市豊が丘町一丁目 26 番 6 号	平成 30 年 9 月 1 日	通所リハビリ テーション
みえ呼吸嚙下リ ハビリクリニック	亀山市アイリス町 14-7	井上 登太	津市豊が丘町一丁目 26 番 6 号	平成 30 年 9 月 1 日	介護予防訪問 看護
みえ呼吸嚙下リ ハビリクリニック	亀山市アイリス町 14-7	井上 登太	津市豊が丘町一丁目 26 番 6 号	平成 30 年 9 月 1 日	介護予防訪問 リハビリテー ション
みえ呼吸嚙下リ ハビリクリニック	亀山市アイリス町 14-7	井上 登太	津市豊が丘町一丁目 26 番 6 号	平成 30 年 9 月 1 日	介護予防居宅 療養管理指導
みえ呼吸嚙下リ ハビリクリニック	亀山市アイリス町 14-7	井上 登太	津市豊が丘町一丁目 26 番 6 号	平成 30 年 9 月 1 日	介護予防通所 リハビリテー ション
いなこ保険薬局	伊賀市沖 31 番 2	株式会社 中山	伊賀市比土 1315 番地 の 2	平成 30 年 11 月 1 日	居宅療養管理 指導
いなこ保険薬局	伊賀市沖 31 番 2	株式会社 中山	伊賀市比土 1315 番地 の 2	平成 30 年 11 月 1 日	介護予防居宅 療養管理指導

三重県告示第 731 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項において準用する生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 11 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービ ス）の種類
みえ呼吸嚙下り ハビリクリニック	亀山市アイリス町 14-7	井上 登太	津市豊が丘町一丁目 26 番 6 号	平成 30 年 9 月 1 日	訪問看護
みえ呼吸嚙下り ハビリクリニック	亀山市アイリス町 14-7	井上 登太	津市豊が丘町一丁目 26 番 6 号	平成 30 年 9 月 1 日	訪問リハビリ テーション
みえ呼吸嚙下り ハビリクリニック	亀山市アイリス町 14-7	井上 登太	津市豊が丘町一丁目 26 番 6 号	平成 30 年 9 月 1 日	居宅療養管理 指導
みえ呼吸嚙下り ハビリクリニック	亀山市アイリス町 14-7	井上 登太	津市豊が丘町一丁目 26 番 6 号	平成 30 年 9 月 1 日	通所リハビリ テーション
みえ呼吸嚙下り ハビリクリニック	亀山市アイリス町 14-7	井上 登太	津市豊が丘町一丁目 26 番 6 号	平成 30 年 9 月 1 日	介護予防訪問 看護
みえ呼吸嚙下り ハビリクリニック	亀山市アイリス町 14-7	井上 登太	津市豊が丘町一丁目 26 番 6 号	平成 30 年 9 月 1 日	介護予防訪問 リハビリテー ション
みえ呼吸嚙下り ハビリクリニック	亀山市アイリス町 14-7	井上 登太	津市豊が丘町一丁目 26 番 6 号	平成 30 年 9 月 1 日	介護予防居宅 療養管理指導
みえ呼吸嚙下り ハビリクリニック	亀山市アイリス町 14-7	井上 登太	津市豊が丘町一丁目 26 番 6 号	平成 30 年 9 月 1 日	介護予防通所 リハビリテー ション
いなこ保険薬局	伊賀市沖 31 番 2	株式会社 中山	伊賀市比土 1315 番地 の 2	平成 30 年 11 月 1 日	居宅療養管理 指導
いなこ保険薬局	伊賀市沖 31 番 2	株式会社 中山	伊賀市比土 1315 番地 の 2	平成 30 年 11 月 1 日	介護予防居宅 療養管理指導

三重県告示第 732 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 30 年 11 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
度会郡大紀町永会字成谷山 2070、2071
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 733 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予

定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 30 年 11 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 3 保安林予定森林の所在場所
度会郡大紀町永会字南八ヶ河内 808 の 1・808 の 4（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 4 保安林指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 734 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 11 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上海老高角線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市上海老町字東北山 1746 番 1 地先 から 四日市市上海老町 1949 番 1 地先 まで	旧	6.80～13.70	216.70
	新	10.20～13.70	216.70

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上稲葉羽野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市稲葉町字稲初垣内 901 番 1 地先 から 津市稲葉町字稲初垣内 900 番 1 地先 まで	旧	11.50～19.90	42.00
	新	12.50～24.60	42.00

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊賀甲南線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市中友田字ゴロバク 1243 番 6 地先 から 伊賀市中友田字ゴロバク 1254 番 1 地先 まで	旧	16.70～25.00	64.10
	新	15.50～25.00	64.10

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上友田円徳院線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市中友田字ゴロバク 1223 番 1 地先 から 伊賀市中友田字ゴロバク 1224 番 1 地先 まで	旧	16.70～18.40	16.30
	新	15.50～18.40	16.30

三重県告示第 735 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 11 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 166 号	松阪市飯高町栗野字平野 357 番 1 地先 から 松阪市飯高町栗野字平野 377 番 1 地先 まで	平成 30 年 11 月 30 日
一般国道 422 号	松阪市飯高町栗野字中道 378 番 1 地先 から 松阪市飯高町栗野字中道 381 番 8 地先 まで	平成 30 年 11 月 30 日
県道 中津浜浦五ヶ所浦線	度会郡南伊勢町船越字大浦 2984 番 1 地先 から 度会郡南伊勢町船越字大浦 2981 番 3 地先 まで	平成 30 年 11 月 26 日
県道 伊賀信楽線	伊賀市玉瀧字上寺谷 9511 番 2 地先 から 伊賀市玉瀧字上寺谷 9482 番 4 地先 まで	平成 30 年 11 月 26 日
県道 伊賀甲南線	伊賀市中友田字ゴロバク 1243 番 6 地先 から 伊賀市中友田字ゴロバク 1254 番 1 地先 まで	平成 30 年 11 月 26 日
県道 上友田円徳院線	伊賀市中友田字ゴロバク 1222 番地先 から 伊賀市中友田字ゴロバク 1224 番 1 地先 まで	平成 30 年 11 月 26 日

公 告

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 144 条の 9 第 3 項の規定に基づき、次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成 30 年 11 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 氏名又は名称
有限会社岡金エルシーオー
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
津市久居中町 268 番地 1
- 3 指定の取消しの年月日
平成 30 年 9 月 30 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 10 月 16 日に終了した旨、鈴鹿市長から通知がありました。

平成 30 年 11 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
鈴鹿市神戸一丁目

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条第 1 項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和を認定した建築物の対象区域及びその関係図書の縦覧場所は、次のとおりです。

平成 30 年 11 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

認定年月日	対象区域	縦覧場所
平成30年11月8日	伊賀市下柘植字物堂 671-1 ほか2筆 伊賀市楯岡字九反坪 38-1	三重県伊賀建設事務所建築開発室

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和を認定した建築物の対象区域及びその関係図書の縦覧場所は、次のとおりです。

平成30年11月26日

三重県知事 鈴木英敬

認定年月日	対象区域	縦覧場所
平成30年11月8日	伊賀市下柘植字物堂 673-4 ほか10筆 伊賀市楯岡字九反坪 39-3 伊賀市新堂字一本木 1-4	三重県伊賀建設事務所建築開発室

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
